

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

御 注 意

支出交際費等の額の合計額 (19)の⑤	1	円	損金算入限度額 $((1)と(2)のうち少ない金額 \times \frac{90}{100})$	3	円	
定額控除限度額 (0円又は600万円) $\times \frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1)-(3)	4		
法人名					計	
科 目		①	②	③	④	⑤
交 際 費	5	円	円	円	円	
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
支出額の合計額	17					円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	18					
差引交際費等の額 (17)-(18)	19					
個別帰属損金不算入額 (19)の①、(19)の②、 (19)の③又は(19)の④ (4) $\times \frac{1}{(19)の⑤}$	20					

1 「2」欄には、連結親法人の期末の資本金の額又は出資金の額が、(1)1億円以下であるもの(2)に該当するものを除きます。は「1600万円」に当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(2)1億円以下であるものうち、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるものなど法人税法第66条第6項第2号に掲げる連結親法人であるとき又は1億円超である場合には「0円」と記載します。

2 「5」欄には交際費等に該当するものを含む科目についてはすべて記載してください。

3 租税特別措置法第68条の66第3項第2号の飲食等の費用については同号の規定を適用する場合には、租税特別措置法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。